

「訪問看護及び介護予防訪問看護サービス契約にあつての重要事項説明書」

あなた(またはあなたの家族)が利用しようと考えている訪問看護サービスについて、知っておいて頂きたい内容を説明致します。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、ご遠慮なく質問をして下さい。

この『説明書』は、「指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令37号)」第8条の規定に基づき、訪問看護サービス契約締結に際して、ご注意いただきたい事を説明するものです。

1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 M&K
代表者氏名	小林 浩太
所在地	住所：大阪府大阪市天王寺区国分町13番8号 グリーンヒル108 5階 501号室 TEL：06-4305-3395 FAX：06-4303-5595

(1) 事業所の所在地

事業所名称	ジョブズ訪問看護ステーション
指定事業者番号	2761790332
所在地	大阪府大阪市天王寺区国分町13番8号 グリーンヒル108 5階 501号室
連絡先	TEL：06-4305-3395 FAX：06-4303-5595
事業所の通常の実施地域	大阪市天王寺区・阿倍野区・生野区・西成区・浪速区

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者に対し適切なサービスを提供することにより、利用者の在宅における療養生活を支援し、その心身の機能の維持及び回復を図るよう妥当適切に行うことを目的とする。
運営方針	利用者の在宅における療養生活を支援するにあたって、地域との結びつきを重視し他の医療、保健、福祉サービスとの連携がとれた総合的かつ一体化したサービスの展開を目指した良質の在宅ケアサービスを提供するものとする。ステーションはその目的達成の為、職員の熱意、資質向上に努めるものとする。

(3) 事業所の営業時間及びサービス提供時間

平日（月～金曜日）	午前9時00分～午後6時00分
-----------	-----------------

※休日は原則として土日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日まで

(4) 事業所の職員体制

管理者	1名（常勤）
看護師	9名（管理者1名、常勤5名、非常勤3名）
理学療法士	2名（常勤1名、非常勤1名）

2. 提供するサービスの内容と料金及び利用料について

（表示の利用料、加算料は介護保険法の改正で変更になることがあります）

(1) 利用料

※要支援（介護予防訪問看護）の方は〔 〕の料金となります

大阪市2等級：11.12円

サービス提供時間	料金	利用料	
20分未満	3,491円 〔3,369円〕	1割	350円〔337円〕
		2割	699円〔674円〕
		3割	1,048円〔1,011円〕
30分未満	5,237円 〔5,015円〕	1割	524円〔502円〕
		2割	1,048円〔1,003円〕
		3割	1,572円〔1,505円〕
30分～1時間未満	9,151円 〔8,829円〕	1割	916円〔883円〕
		2割	1,831円〔1,766円〕
		3割	2,746円〔2,649円〕
1時間以上1時間30分未満	12,543円 〔12,120円〕	1割	1,255円〔1,212円〕
		2割	2,509円〔2,424円〕
		3割	3,763円〔3,636円〕

○理学療法士による訪問

1日に2回までの場合	3,269円 〔3,158円〕	1割	327円〔316円〕
		2割	654円〔632円〕
		3割	981円〔948円〕

※1日に2回を超えて（3回以上）訪問看護を行う場合は1回つき90/100に相当する単位数を算定します

※1日に2回を超えて（3回以上）介護予防訪問看護を行う場合は1回つき50/100に相当する単位数を算定します

※提供時間は実際のサービス時間ではなく、居宅のサービスの計画に定める時間数によるものとします。

※夜間帯に計画外の訪問(当月2回目以降)を行った場合下記の料金が加算されます。

加算要件		利用料	
夜間早朝加算	夜間(18時～22時)または早朝(6時～8時)に訪問看護を行った場合	1割	利用料の25%
		2割	
		3割	
深夜加算	深夜(22時～翌朝6時)に訪問看護を行った場合	1割	利用料の50%
		2割	
		3割	

(2) 複数名訪問看護加算

利用者の身体的理由により一人で看護を行うことが困難な場合、暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合や前記に準ずると認められた場合。

サービス提供時間	料金	利用料	
30分未満	2,824円	1割	283円
		2割	565円
		3割	848円
30分～1時間未満	4,470円	1割	447円
		2割	894円
		3割	1,341円

(3) 長時間訪問看護加算 (要支援の方は予防長時間訪問看護加算)

特別管理加算の対象者について、1時間30分を超える訪問看護を行った場合。

サービス提供時間	料金	利用料	
1時間30分以上	3,336円	1割	334円
		2割	668円
		3割	1,001円

(4) 緊急時訪問看護加算 (要支援の方は予防訪問看護緊急訪問看護加算)

利用者または家族からの看護に関する相談等に対し常時対応(24時間)でき、必要に応じて訪問を行います。訪問を行った場合はサービス提供時間(所要時間)に応じた利用料が必要となります。

緊急時連絡電話：①06-4305-3395 ②090-1329-2442 ③080-4020-3395

当該月に計画的な訪問が行われた場合(緊急時の訪問が0回であっても複数回であっても)	1ヶ月	料金		利用料	
		6,672円	1割	668円	
			2割	1,335円	
			3割	2,002円	

(5) 退院時共同指導加算 (要支援の方は予防訪問看護退院時共同指導加算)

入院中もしくは入所中の利用者に対し、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合。

退院または退所後の初回訪問時に1回	料金		利用料	
	6,672円	1割	668円	
		2割	1,335円	
		3割	2,002円	

(6) 初回加算 (要支援の方は予防訪問看護初回加算)

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合。

又は、過去2ヶ月において訪問看護の提供を受けていない場合。

初回訪問月に1回算定	料金		利用料	
退院当日訪問	3,892円	1割	390円	
		2割	779円	
		3割	1,168円	
退院翌日以降訪問	3,336円	1割	334円	
		2割	668円	
		3割	1,001円	

(7) 特別管理加算 (要支援の方は予防訪問看護特別管理加算(I)又は(II))

下記の特的な管理を必要とする利用者に対して訪問看護を行う場合。

特別管理加算(I)	1ヶ月	料金	利用料	
		5,560円	1割	556円
2割	1,112円			
3割	1,668円			

1 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
2 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算(II)	1ヶ月	料金	利用料	
		2,780円	1割	278円
2割	556円			
3割	834円			

1 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態
2 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
3 真皮を超える褥瘡の状態
4 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

(8) ターミナルケア加算

死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	料金	利用料	
	27,800円	1割	2,780円
2割		5,560円	
3割		8,340円	

(9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

	料金	利用料		
		1割	2割	3割
通常の場合(月額定額制)	32,926円	3,293円	6,586円	9,878円

3. その他の費用について

1 交通費	0 円
2 キャンセル料	0 円
3 サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用及び看護に必要な衛生材料費	利用者様負担
4 死後の処置を希望され、行った場合	処置に必要な衛生材料があった場合、利用者様負担となります。

4. 利用料、その他の費用のお支払方法について

①利用料、その他の費用の請求	<p>ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 請求書は利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。</p>
②利用料、その他の費用の支払い	<p>ア 利用月の翌月末日までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み(振込手数料は利用者負担となります)</p> <p>(イ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので必ず保管をお願いします。</p>

※利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの催告から 14 日以内にお支払いがない場合には、契約を解除した上で未払い分をお支払いしていただくことになります。

※サービス提供の都度利用者負担額を徴収する場合端数処理により利用者票別表の利用者負担額と一致しない場合があります。

5. 看護師の変更を希望される場合の相談窓口について

利用者の事情により、看護師の変更を希望される場合は右の担当者まで相談ください。	<p>ア 相談担当者氏名：小林 浩太</p> <p>イ 連絡先電話番号：06-4305-3395</p> <p style="text-align: center;">FAX 番号：06-4303-5595</p> <p>ウ 受付日：月～金曜日</p> <p style="text-align: center;">受付時間 午前 9 時～午後 6 時</p>
---	--

※看護師の変更に関しては、利用者様の希望を尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、希望に添えない場合もございますことを、あらかじめご了承ください。

6. 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待防止等の為に次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：小林 浩太
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受け入れます。

(6) サービス提供中に当該事業所従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

7. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持	<p>サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p>
②個人情報の保護	<p>事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、当サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。</p> <p>また、利用者の家族の個人情報についてもあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で家族の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者が厳重な注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p>

8. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともにあらかじめ指定された先にも連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地	
	電話番号	
家族等	緊急連絡先①	
	緊急連絡先②	
	氏名(続柄)	

9. 訪問看護サービス内容の負担額について

あなたの居宅サービスの計画に沿って、事前にお聞きした日常生活の状況や利用の意向をもとに作成したものです。契約締結後のサービス提供は、この内容に基づく「訪問看護計画書」を作成の上で実施しますが、状況の変化、意向の変動により、内容変更を行うことも可能です。

(1) サービス提供者(訪問看護計画作成者)

(氏名)小林、影山、福田、松本、宇賀、松浦、山本

(連絡先)06-4305-3395

なお、事業者の都合により訪問看護師を変更する場合は、管理者より事前に連絡いたします。

10. サービス提供に関する相談、苦情について

<p>【事業者の窓口】 ジョブズ訪問看護ステーション</p>	<p>受付担当者 小林 浩太 受付時間：月～金曜日 午前9時～午後6時 TEL(06)4305-3395 FAX(06)4303-5595</p>
<p>【市役所の窓口】 大阪府福祉局高齢者施策部介護保険課 (指定・指導グループ)</p>	<p>受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時30分 大阪府中央区船場中央3丁目1番7-331号 TEL(06)6241-6310 FAX(06)6241-6608</p>
<p>【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会</p>	<p>受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時 大阪府中央区常磐町1丁目3番8号 中央大通F Nビル TEL(06)6949-5418 FAX(06)6949-5417</p>
<p>【区役所の窓口】 天王寺区保険福祉センター保険福祉課 阿倍野区保険福祉センター保険福祉課 生野区保険福祉センター保険福祉課 西成区保険福祉センター保険福祉課 浪速区保険福祉センター保険福祉課 東住吉区保険福祉センター保険福祉課 平野区保険福祉センター保険福祉課 東成区保険福祉センター保険福祉課 住吉区保険福祉センター保険福祉課 住之江区保険福祉センター保険福祉課</p>	<p>受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時30分 TEL(06)6774-9859 FAX(06)6772-4906 TEL(06)6622-9859 FAX(06)6621-1434 TEL(06)6715-9859 FAX(06)6715-9967 TEL(06)6659-9859 FAX(06)6659-9468 TEL(06)6647-9859 FAX(06)6644-1937 TEL(06)4399-9859 FAX(06)6629-4580 TEL(06)4302-9859 FAX(06)4302-9943 TEL(06)6977-9859 FAX(06)6972-2781 TEL(06)6694-9859 FAX(06)6694-9692 TEL(06)6682-9859 FAX(06)6686-2040</p>

11. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項についてご了承ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはできません。
- ② 看護師等は介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や補助を行うこととされています。それ以外の業務(調理・掃除・犬の散歩等)を行うことはできません。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしはご遠慮させていただきます。
- ④ 交通事情により訪問予定時間が前後する場合がございます。
- ⑤ 天候や自然災害によりサービスが提供できない場合がございます。
(大雨・大雪・台風・地震等)
- ⑥ 緊急訪問看護加算1に同意されている利用者または家族からの看護に関する相談に対し、24時間対応でき、必要に応じて訪問看護を行います。お伺いするまでに時間を要する場合がございます。(他の利用者の訪問看護と重なった場合・営業時間外・交通事情等)

